

平成26年度震災復興担い手NPO等支援事業の募集に係る質疑

(平成26年4月22日)

質問概要	回答概要
<p>本事業の実施に当たり、従業員を新たに雇用した場合、その従業員を管理する職員の人件費を補助対象経費にすることはできるか。</p>	<p>管理担当役職員の人件費は、NPO法人等の運営に必要な経常的な経費に該当するため、補助対象外経費となる。</p>
<p>事業完了後、自己負担額について、現金収入が当初の計画を下回った場合、その下回った分について、無償の役務又は物資等を金銭換算することはできるか。</p>	<p>事前に提出していただく「提供役務（物資）換算計算書」の中の役務又は物資の金額を越えて、事業完了後に無償の役務又は物資等を金銭換算することはできない。</p>
<p>補助対象経費について、「施設等の整備費」、「設備備品購入費」はどの程度のものが認められるか。</p>	<p>本事業はソフト事業あるので、「施設等の整備費」、「設備備品購入費」は原則認められず、賃借やリースで対応することとする。やむを得ず施設等の整備や備品の購入を行う場合は、経費の支出が当該取組の趣旨に合致するとともに、当該事業の実施のために真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限る。</p>
<p>「被災地・被災者」について、対象地域等、具体的な基準はあるか。</p>	<p>具体的な基準はなく、沿岸部に限定はしない。</p>
<p>2次審査の具体的な日程は決定しているか。</p>	<p>5月の最終週を予定している。おってお知らせする。</p>
<p>事業の採択が決定された場合、概算払請求はできるのか。</p>	<p>交付決定の後、中間基準日（※補助事業の採用決定日から事業計画の終期までの期間における総日数のうち2分の1の日数を経過する日）の前日までの期間は、補助金交付決定額の3割（①）、中間基準日から事業計画の終期の一月前までの期間は、①の請求分と合わせ補助金交付決定額の7割まで概算払請求することができる。</p>
<p>来年度以降、本事業は継続されるのか。</p>	<p>本事業は単年度事業であり、来年度以降の継続については現時点では不明である。</p>